

福井県立病院長様

福井県知事 杉本 達治



紹介受診重点医療機関の公表等について

日ごろから本県の医療行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和5年7月24日開催の福井・坂井地域医療構想調整会議坂井分科会および8月4日開催の福井・坂井地域医療構想調整会議福井分科会における協議の結果を踏まえ、貴院を医療法第30条の18の2第1項第2号に規定する外来医療を提供する基幹的な病院（紹介受診重点医療機関）とすることを決定しましたので、公表日等について下記のとおり通知します。

記

- 1 公表日 令和5年9月1日
- 2 公表場所 福井県健康福祉部健康医療局地域医療課ホームページ
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryuu/index.html>)
- 3 留意事項
 - ・紹介受診重点医療機関リストは厚生労働省ホームページにも掲載されます。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00003.html)
 - ・健康保険法等の規定により、200床以上の一般病床を有する場合は、選定療養費の請求が義務付けられます。
 - ・また、選定療養費の請求には6か月間の経過措置が必要になります。
 - ・選定療養費を含め紹介受診重点医療機関の診療報酬に関することについては、厚生労働省近畿厚生局福井事務所（0776-25-5373）にお問合せ願います。

【事務担当】

医療体制強化グループ 山本、田中、松尾

電話：0776-20-0397

FAX：0776-20-0642

メール：iryuu@pref.fukui.lg.jp